

2024 年度奨学生（外国人留学生）募集要項

公益財団法人 三井住友銀行国際協力財団

我国の大学院において勉学を行なっており学業、人物ともに優秀、健康な外国人留学生で、かつ、経済的援助が必要と認められる者に対して、下記の要項により奨学援助を行ないます。

記

1. 応募資格（以下の資格すべてに該当すること 2024年4月時点見込み）

- (1) 主として東南アジアの開発途上国の国籍を有する者。(中国・韓国・台湾・香港・シンガポール・ブルネイを除く。)
- (2) 我国の大学院において、**修士課程**又は**博士課程**を修学している者。
- (3) 在留資格が“留学”の者。
- (4) 心身健全で学術優秀である者。
- (5) 本財団奨学生となった時以降、供与終了まで他の奨学金を受けないこと。
- (6) 国際理解と親善に関心を持ち、貢献を期する者。
- (7) 日本人の身元保証人1名を立てることができる者。

2. 採用人員

1名。

3. 奨学金の額と支給の方法

- | | |
|------------|-------------------------------|
| ① 奨学金の支給額 | 月額 150,000円 |
| ② 支給期間 | 2024年の4月から
2026年3月まで最長で2年間 |
| ③ 奨学金の支給方法 | 原則として2ヶ月分を1ヶ月おきに年6回支給 |

4. 応募方法

※学校推薦者には後日指導教官推薦状をご提出いただきます。

以下の書類を大学事務局経由本財団あて提出のこと

- (1) 奨学金申請書 (所定用紙)
- (2) 身上書 (同上)
- ~~(3) 現在または最近まで在籍した大学長の推薦書 (同上)~~
- ~~(4) 指導教官推薦状 (同上)~~
- (5) 在学証明書 (新入学者の場合は、入学許可書)
- (6) 現在または最近まで在籍した学校の学業成績証明書
- (7) 住民票
- (8) 健康診断書

なお、奨学金供与決定後速やかに、本財団所定の誓約書を提出。

5. 応募期間

2024年4月19日 (金) 留学生課 締め切り

6. 選考及び決定

大学から推薦があった者について、本財団において、まず書面審査を行ない、書面審査合格者に対して面談の上、最終決定する。

採否の結果については、在学する大学長及び本人に書面で通知する。

7. 報告事項

奨学生は毎年度末に学業成績証明書を本財団理事長宛に提出しなければならない。

8. 届出義務

奨学生は次の各号の一つに該当する場合は、直ちに本財団に届け出なければならない。

- (1) 傷病その他の事故により、授業を3ヶ月以上欠席する時。
- (2) 休学、復学、転学、留年、退学した時。
- (3) 停学その他の処分を受けた時。
- (4) 他の奨学機関から給付を受けることになった時。
- (5) 本人又は保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更や異動があった時。

9. 奨学金の休止及び停止

- (1) 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席した時は、奨学金の支給を休止する。
- (2) 奨学生の学業または性行等の状況により、指導上必要があると認められた時は奨学金の支給を停止し、または支給期間を短縮する。

10. 奨学金の復活

前項の規定により奨学金の支給を休止、または停止された者が、その事由が止んで、在学する大学長を経て願い出た時は、奨学金の支給を復活する事がある。

但し、休止または停止された時から2年を経過している場合は、この限りではない。

11. 奨学金の打切

奨学生が次の各号の一つに該当すると本財団が認める時は、奨学金の支給を打切ることができる。

- (1) 傷病等の理由により成業の見込のない時。
- (2) 学業成績または性行が不良となった時。
- (3) 在籍大学で処分を受けた時
- (4) 1. に規定する奨学生としての資格を失った時。
- (5) 8. に定める届出義務を怠った時。
- (6) その他、本財団が奨学金の支給を不相当と認めた時。

12. 奨学金の減額及び辞退

奨学生は、いつでも奨学金の減額または辞退を申し出ることができる。

13. その他

提出された応募書類は返却しない。

14. 【提出先】留学生課 留学生生活係

TEL: 042-330-5185

Email: ryugakusei-seikatsu@tufs.ac.jp

受付時間 平日 9:00～16:30 (土日祝日等を除く)

申請書類（紙媒体）を留学生課窓口に提出すること。

別途、申請書の EXCEL ファイルを留学生生活係へメールにて提出すること。

外国人留学生（開発途上国）に対する奨学金の供与基準

公益財団法人 三井住友銀行国際協力財団

公益財団法人三井住友銀行国際協力財団定款第4条に定める、外国人留学生に対する奨学金の供与及び支援に関し、次の通り定める。

第1章 総 則

(奨学生の資格)

第1条 本財団から奨学金の支給を受ける留学生（以下奨学生）は、次の各号に該当しなければならない。

- (1) 主として東南アジアの開発途上国の国籍を有する者。
- (2) 原則として我国の大学院に於て、修士課程又は博士課程を修学している者。
- (3) 心身健全で学術優秀である者。
- (4) 他の奨学金を受けていない者。
- (5) 国際理解と親善に関心を持ち、貢献を期する者。

(奨学金の額及び支給期間)

第2条 1. 奨学生に支給する奨学金は月額150,000円とする。
2. 奨学金の支給期間は選考を行った年の入学月（4月または10月）から翌々年の3月または9月までの最長で2年間とする。

第2章 奨学生の決定と奨学金の支給

(申込書等の提出)

第3条 奨学生を志望する者は次の各号書類を大学事務局宛提出するものとする。

- (1) 奨学金申請書 (所定用紙)
- (2) 身上書 (同上)
- (3) 現在又は最近まで在籍した学校の校長の推薦書 (同上)
- (4) 指導教官推薦状 (同上)
- (5) 在学証明書 (新入学者の場合は、入学許可書)
- (6) 現在又は最近まで在籍した学校の学業成績証明書
- (7) 住民票
- (8) 健康診断書

(奨学生の選考及び決定)

第4条 大学から推薦を受けた者について、本財団に於て書類審査を行い、その合格者と面接し、最終決定する。可否の結果は在籍する大学長及び本人に通知する。

(保証人の署名)

第5条 決定通知を受けた奨学生は、速やかに保証人が連署した誓約書を財団理事長宛に提出しなければならない。

(奨学金の支給)

第6条 奨学金は2ヶ月分を2ヶ月毎に本財団事務所において本人に支給する。

(報告事項)

第7条 奨学生は毎年度末に学業成績証明書を本財団理事長宛に提出しなければならない。

(届出義務)

第8条 奨学生は次の各号の一つに該当する場合は、直ちに本財団に届け出なければならない。

- (1) 傷病その他の事故により、授業を3ヶ月以上欠席する時。
- (2) 休学、復学、転学、留年、退学した時。
- (3) 停学その他の処分を受けた時。

- (4) 他の奨学機関から支給を受けることになった時。
- (5) 本人または保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があった時。

(奨学金の休止及び停止)

- 第9条 1. 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席した時は、奨学金の支給を休止する。
2. 奨学生の学業または性行等の状況により、指導上必要があると認めた時は奨学金の支給を停止し、又は支給期間を短縮する。

(奨学金の復活)

- 第10条 前条の規定により奨学金の支給を休止、または停止された者が、その事由が止んで、在籍する大学長を経て願い出た時は、奨学金の支給を復活する事がある。但し、休止または停止された時から2年を経過している場合は、この限りではない。

(奨学金の打切)

- 第11条 奨学生が次の各号の一つに該当すると本財団が認める時は、奨学金の支給を打切ることが出来る。
- (1) 傷病等の理由により成業の見込のない時。
 - (2) 学業成績又は性行が不良となった時。
 - (3) 在籍大学で処分を受けた時。
 - (4) 第1条に規定する奨学生としての資格を失った時。
 - (5) 第8条に定める届出義務を怠った時。
 - (6) その他、本財団が奨学金の支給を不相当と認めた時。

(奨学金の減額及び辞退)

- 第12条 奨学生は、何時でも奨学金の減額または辞退を申出ることが出来る。

第3章 奨学生の補導

(奨学生の補導)

第13条 奨学生の資質の向上を図るため、学業及び生活状況に関する適切な補導を行うものとする。

第4章 補 則

(実施細目)

第14条 この基準の実施について必要な事項は別に定める。

付 則

この基準は、2024年4月1日から適用する。